

# 第1回兵庫県規制改革推進会議 議事要旨

1 開催実績 令和4年11月4日(金) 14:00~16:00 県庁3号館第2委員会室

2 出席委員 中川 丈久 (神戸大学大学院法学研究科教授)  
三輪 康一 (神戸大学名誉教授)  
三原 修二 (兵庫県経営者協会会長)  
福永 明 (日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長)  
三宅 康成 (兵庫県立大学環境人間学部教授)  
中後 和子 (学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長)  
(オブザーバー)  
片山 安孝 (兵庫県副知事)  
庵途 典章 (県町村会会長(佐用町長))  
※門 康彦 (県市長会会長(淡路市長)) は代理出席

## 3 審議の内容

### (1) 規制改革推進会議設置要綱について

委員長に中川委員、委員長代理に三原委員を選出

### (2) 報告事項

＜令和3年度第2回会議で委員から指摘等があった事項についての報告＞

#### ① 太陽光発電所の設置に係る環境対策について

(オブザーバー)

太陽光発電所は今後まだまだ増加すると思う。県では5,000㎡以上という基準で条例を作ったが、市町でより小規模の施設を対象とした条例を作るには、専門的な知識を持った職員の確保が課題だ。ある程度の規模であれば、事業者もしっかりとした設置計画をたてるが、問題になるのは小規模施設が無計画に作られることだ。市町で小規模施設について条例で規制する場合、県条例と市町の条例の関係性や、県条例の対象施設への県からの指導はどうなるのか。

(事務局)

詳細の確認は必要だが、県の条例は5,000㎡を基準としているが、たつの市や小野市などでは各市町と調整して、1,000㎡以上というより厳しい設定をしている地域もある。三田市の市街化調整区域では市の条例で、さらに狭い300㎡といった基準を設けている所もあり、市町の条例と県の条例で調整しながら取り扱っていると聞いている。

(オブザーバー)

太陽光発電所が無計画に設置されると、将来固定買取期間終了後に放置され、地域に大きな問題を残すことが心配だ。国は設置後10年後から廃棄費用を積み立てる制度を作ったが、これからどのように運用されるか把握していない。小規模施設が住宅地に点在しているのが問題で、県は専門的な観点から指導を行い、市町では県の指導をふまえて小規模施設でもきちんと指導できるような体制が必要だと考える。

(事務局)

再生可能エネルギーは国としても推進の必要があるという側面があり、規制は影響の大きい大規模施設からということで、令和2年4月からスタートしたのかと思う。今後は小規模施設についても注視していかなければならないと考えている。

(委員)

オブザーバーの意見は、もう少し市町でできることをはっきりさせて欲しいという、少し踏み込んだ提案か。

(オブザーバー)

地域でトラブルが起きているのは小規模施設が多いので、市町が県に技術的な指導をお願いしたときに、一緒に考えてほしいということ。市町にも責任があることと思っている。

(委員)

市町が独自で指導する際に、適宜県の助言をほしいということですね。

(委員)

自然エネルギーの先進国、ヨーロッパの状況はどうなっているのか。先進国の環境対策の例も参考にしてもらいたい。

(委員)

エネルギーの面では推奨すべきと思うが、安全面や環境面、地域への影響などについて心配している。規制がこれだけかかっていることは理解できたので、安全面の管理についても見守ってほしい。

(委員)

「自然環境調査指針」の対象に「森林伐採等を伴う」とあるが、農村地域には様々な土地があり、例えばここにため池などは含まれるのか。

(事務局)

ため池も対象になっている。

(委員)

それでは、先進国の事例を調べ、小規模施設の設置に対する工夫について、情報を報告してください。

## ② テレワークの推進について

(委員)

一部企業では、テレワークが企業の経営理念と一致していない。テレワークの良さや効率のよい部分もあるが、既にやめたと公表したところもある。推進はとても大事だが、そのような現状もある。

(委員)

企業の方針として行わないところもあれば、反対に全面的にテレワークに移行するところもある。規制改革というよりも、経営方針や労使の話し合いの結果によるものでは。ただ兵庫県への転入促進という面から見ると、首都圏の若者がコロナ禍でテレワークを経験したことにより、地方への関心が高まったという実態はある。テレワークが可能であることやワーク・ライフ・バランスが実現できることで、地方に関心をもってもらえる。できれば、経営方針があるにせよ、できる限り導入に向け努力してほしいと思う。

(委員)

県としてテレワークを義務づけたり、実施することでインセンティブを与えたりということはないのか。

(オブザーバー)

各企業の姿勢によるところも大きいと考えるが、テレワークを導入しやすいよう助成などを行っている。県庁でも率先してやろうとしているが、制度面よりも実態面で課題があり、例えば住民と接するところでは難しい。ただ、姿勢として県庁は新しい働き方を率先していくというもので、啓発的な要素もあるかと思う。

(委員)

対面にもオンラインにもそれぞれいいところがあるので、どちらか一方ということではなく、どう組み合わせるかという問題である。それぞれ工夫してくださいということにつきると思う。

③ 自治体間データ関係の推進について

(委員)

意見無し

(3) 審議事項

<令和4年度の新たな個別審議項目>

① キッチンカー営業許可の統一的運用

(委員)

これは、1つの自治体で許可をもらうと、他の自治体でも許可をもらったものとみなすという取り扱いか。それとも自動的に全ての自治体の許可がもらえるということか。制度の具体的なイメージは。

(所管部局)

現在の検討内容は、1つの自治体で取得した許可証で、全県で営業できるというものを目指している。

(委員)

何か条例を作って「みなします」という規定を置くのか。

(所管部局)

全国の状況を見ると、実態としては様々で、相互通知や申し合わせで運用しているというものから、自治体間で協定を結んで導入を認めるところもある。兵庫県では、きちんとした協定書を自治体間で締結して運用にあたらうとしている。

(委員)

可能であるという国からの通知はあるが、法律面ではそれでよいのかという疑問はある。しかし、形式論で中身に関わる話ではないので懸念だけお伝えしておく。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

② 加古川市開発事業に係る道路占用基準の見直し

(委員)

施行規則のただし書きが現状として存在しているということは、周知徹底がされていなかったということか。

(事務局)

そのとおりである。提案者がそのように受け取っておられたので、今後、加古川市としては事前の協議や相談の場面で例外事項も含めて周知を行うということだ。今までも審査で認められれば道路に電柱を立てることは可能で、他の事業者だが実際に道路に電柱を立てたケースもある。

(委員)

この例は加古川市の規則だが、原則として道路内に電柱を設けないというルールは、一般的に他の自治体でも同様の取り扱いか。

(事務局)

原則として道路に電柱を設けないというのは県道でも同じだ。やむを得ない場合のみ例外的に設けられる整理になっていて、一定の諸条件を勘案して対応している。

(委員)

加古川市が他と違うことをしているわけではなく、周知不足であったということか。

(委員)

なぜ道路に電柱を設置してはいけないのか考える必要があり、私は景観上の問題が大きいと思う。通行上の支障の有無だけで許可の判断をすると、特に開発住宅地などでは、景観を向上させるこれまでの取り組みが台無しになるのではと思う。通行上だけではなく景観上という言葉も入れ、ハードルを上げてよいのでは。

(所管部局)

ご指摘のように新しい住宅地を作る上で景観は重要視されており、その上で通行上の支障が無い場合、となる。景観上の配慮は第一のこととして周知を図っていく。

### 《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

### ③ 道路・河川・砂防指定地・港湾施設等における占用許可に係る更新手続きの見直し

(委員)

更新申請の際に何を審査しているのか。設備の破損は事業者が点検するだろうから、占用の必要性の有無ぐらいで審査することがないのであれば、自動更新でもよいのでは。

(所管部局)

更新申請の際に許可内容と実態が異なっていたという申請が、河川の場合年間 200 件程度ある。一定期間ごとに更新手続きをすることで、許可を受けている物件を申請者自身が確認する機会になると考えている。そのため、更新申請の際は図面の確認や、現地写真と過去の写真の確認などを行っている。

(委員)

具体的に何を審査するのが、よく分からない。河川であれば、水道管、ガス管、電線、電柱などか。

(所管部局)

埋設物の場合はわかりにくいこともあるが、電柱などは申請図面や現地の状況と一致しているか、継続して許可を出し続けることが妥当かなど。現地が改変されていることもあるので、突き合せて審査をしている。

(委員)

内容的にそれほど大変なことをしているわけではなく、自動更新に近いのかもしれないが、区切りとして 10 年に 1 回ぐらいチェックしていて、審査内容はその程度ということ

ですね。河川以外でも同じか。

(所管部局)

道路も河川と同じく更新は 10 年に 1 回で、更新の際に占有者に改めて確認いただき、漏れなどがいないかチェックしている。申請に合わせた都度の確認が必要と考えている。

(所管部局)

港湾についても、道路や河川と同様である。

(所管部局)

砂防指定地については、治水上必要な施設であり、10 年間で形状の変化が著しくあるため、許可内容と現状との比較は欠かせないと考えている。

(委員)

提案者は耐用年数が 20～30 年あると言っているが、人の命に関わる設備なので適宜点検はしているだろう。10 年間全く点検していないので更新申請が必要というのであればわかるが、何のための更新手続きか、目的意識が明確でないとおかしい。ルールだからとこれまで通り行うのは、まさに規制改革の対象だ。しかし、現実には様々な事故があり、そのような観点から規制を考える必要があるのではないか。事業者が定期的いきちんと検査をしている場合、本当に 10 年に 1 回更新手続きをさせる必要があるのかを考えてもらいたい。

(委員)

許可内容と現状が合わないのはなぜか。安全性に影響しないのか。

(所管部局)

理由が分からないものもあるが、工事の際に現地状況に合わせて施工したため、当初の計画内容と変わってしまうということが考えられる。本来は事後速やかに、変更手続きの必要があるが、なされていないケースがあるようだ。私の経験では、安全性について非常に危ないというものは見たことがない。

(所管部局)

事業者が境界を確認せずに、占有物件が民有地にあると思い込んで申請をしていなかったが、更新申請の際に改めて確認したところ、実際には道路区域だったため正しい内容で申請し直し、過去に遡って占有料を支払ったという実例もある。

(委員)

純粹な意味での更新と、違反を発見する機会としての更新が一緒になっているようだ。純粹な更新であれば、変更がなければ当然に更新されるという発想で、自動更新が原則になる。違反の発見はいつやってもよいが、真面目な事業者であれば更新の際に申告するので、そのために更新手続きを使っている。更新とは違う問題を更新の際に確認している構造かと理解した。

はたしてそれでよいのかということだが、少し検討が必要と思う。それぞれの状況に応じて、更新と違反の発見を一緒にしていいのか、考え直してもいいかもしれない。

(事務局)

事業者が元々行っている点検の状況や、更新の際の確認事項なども含めて、それぞれの状況を整理し、それを踏まえて方針をどうするか次回会議に諮る。

(委員)

あわせて、占有期間中の変更や工事が必要となった場合に、県に届出がされているのかも調査してほしい。

### 《審議を踏まえた対応方針》

点検の状況や更新時の確認事項、変更の届出など、道路・河川・砂防指定地・港湾施設それぞれの状況や課題を確認し、次回会議で報告し再度審議する。

#### ④ 道路・河川・砂防指定地・港湾施設等における占用許可や工事等の許可申請等手続きの電子化 (委員)

回答に「受付が可能か検討中」とあるが、前向きか後ろ向きか分からない。本来はやるべきことで、やるならやると責任をもって意思表示をしてもらいたい。

#### (事務局)

兵庫県電子申請共同システムでは、様々な手続きが一覧になっている。今回議題に上っている手続きは、現在電子申請は出来ないが、様式のダウンロードはできる。他の手続きは逐次電子化されており、その流れで検討しているので、所管部局に確認し前向きな表現が可能か検討する。

#### (委員)

全体として、県は行政手続きの電子化を進めるという方針でよいか。

#### (オブザーバー)

基本的には電子化を進める方向で、電子化しなくても支障がないものだけ残すということを徹底していく。ただ、順番などもあるので所管部局は検討中としている。電子化するという基本方針は打ち出しているので、それに基づいて検討している。

#### (委員)

電子化にあたり障害となるのは、大判の図面のみか。他の例はあるか。

#### (所管部局)

大判の図面以外は概ね対応できると考えている。

#### (委員)

申請者にA3に納めることを指導することにはならないのか。そうすれば郵送の手間が省けるが。

#### (所管部局)

申請者に協力を依頼する形になる。現状ではA0サイズを使うところもあり、これをパソコンの画面で確認すると、見落とし等の可能性も危惧される。申請者がA3サイズで納めることが可能であれば、完全に電子化できると考えている。

#### (委員)

A3を超えるものの印刷ができないのは、自分で印刷することがないからか。

#### (所管部局)

通常業務で使うのはA3までで、それを超えると業者発注（外注）をするか、分割して貼り合わせるなどする必要がある。

### 《審議を踏まえた対応方針》

回答の記載について、方針を明確化し修正する。

#### ⑤ 自然公園区域、河川保全区域における制限行為許可申請手数料の見直し

#### (委員)

今回は受益者の適正負担のため据え置くという結論だが、今後財政状況に一定程度目処がついた場合、手数料の考え方に変化が生じるのか。それとも、県としては受益者の適正

負担をベースに考えていくのか、方向性が見えていけば教えてほしい。

(オブザーバー)

難しい話だが、財政状況という要素もあるが、手間に対して適正な負担を頂くという要素が一番大きな考え方になるかと思う。

(委員)

単に財政だけでなく、手数料のあり方論として維持するという回答であると。そういうことであれば、回答についてはこれでよいという皆さんのご意見かと思う。

(委員)

自然公園は私有地ではなく、県立自然公園であれば県有地かと思うが、敷地の占有料は取るのか。その上で、手数料も取るということか。

(所管部局)

自然公園内でも、工作物が建てられるのは基本的に私有地である。私有地も含めて、山の景観に配慮するため自然公園法などで規制をかけている。私有地を使用する場合、占有料などは取っていない。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

## ⑥ 安全運転管理者等講習のオンライン開催への見直し

(委員)

警察庁の動きを見て、今後県でも取り組むということで期待している。オンラインにすれば、遅刻や居眠りを確認し再受講させる、講習後にテストを行うなどの厳しい対応や、体調不良で受講できない場合は次回の講義を受けるなど救済措置も可能で、様々な方法を検討してもらい、事業者の安全運転管理につなげてもらいたい。これからオンラインへの移行期になるので、対面とオンラインを併用し、どちらでも選べるように検討してもらえるとありがたい。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

## ⑦ 土木設計業務等の成果品及び工事完成図書等の電子納品の見直し

(委員)

意見無し

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

## ⑧ 保安林内立木伐採許可等に係る手続きの見直し

(委員)

データベースなどで目的がすぐ分かるような仕組みにはなっていないのか。都市計画などでは昔から電子化されてGISで管理されているが。

(所管部局)

県では保安林の指定の状況を「保安林台帳」で管理しているが、1つの保安林の区域で

も、土地の状況によりその中で規制が分かれることもある。そのため保安林内立木伐採許可等手続きの際は、指定された保安林ごとに、1つ1つ規制内容を申請者が確認して、それぞれの規制に合った、保安林の機能に支障がない形で申請する必要がある。台帳自体は県民局農林水産振興事務所で公開しており、閲覧による確認は可能だが、データベースですぐに分かる仕組みにはなっていない。

(委員)

指定目的が調べにくいのでなんとかしてほしいのか、指定目的の記載そのものが不要と  
いっているのか。今の話を聞くと、指定目的が分からなければ伐採の方法が決まらないの  
で、目的を知る必要はあるはずだと。そうであれば、電子化などしない限りは本質的な回  
答にならないのでは。

(所管部局)

現状、「保安林有無照会調査票」で事業者から照会があり、この回答の際に対象区域が  
保安林かどうかや指定の目的が把握できる。ただ、1つの保安林の中に異なる条件の区域  
が設定されていることがあるため、実際は事業計画と台帳の図面を突き合わせて、保安林  
の指定目的を達成するような施業の方法を確認する必要がある。

提案者は保安林の指定目的の記載を省略したいということだが、指定目的を調べること  
自体が目的ではなく、保安林の規制があるかどうかを確認する必要があると考えている。  
事業者側は、地籍調査など自前の資料で保安林と分かれば手続きをするということだが、  
その資料作成後に保安林に指定されることもあり、各農林水産振興事務所に保安林の有無  
の照会をする必要があると考える。

(委員)

事業者が保安林の有無の照会をしたがらないのはなぜか。

(所管部局)

照会を煩雑だと感じているのと、以前に照会した内容で手続きをしたいと考えているの  
だと思う。ただ、保安林は年間500ヘクタール程度指定しているため、事業者には都度調  
べて頂きたい。

(委員)

単に指定の目的が分かるだけではだめで、どう切るのかまで規制と照合する必要がある  
ということか。

(所管部局)

保安林台帳によって施業要件が分かるので、それも確認して頂きたい。

(委員)

申請件数の多さを考えると、安易に「照会してほしい」と言うだけでなく、県への照会  
以外にも、市町への情報開示や森林組合の活用、ホームページなどで遠方からでも分かる  
ようにするなど、県でもっと情報開示ができないか。

(所管部局)

新しく保安林に指定した場合は、法務局へ通知し法務局が職権で地目変更手続きをして  
いる。また、各市町へは保安林指定の予定時と確定時に通知している。ただ保安林制度は  
百何十年來のもので、おそらく過去のもの各各市町で整理されていないと思われるので、  
県に問い合わせるのが一番早い方法で確実だと思う。現状でも、保安林の有無の照会は紙  
だけでなく、郵送・FAX・メールでできるので、例えば東京から照会される事業者も多  
数いる。

(委員)



照会は簡単にできるということか。

(所管部局)

なるべく簡単にできるようにしている。ただ、電話では地番などに間違いが生じるので、文字で頂くようにはしている。

(事務局)

確認すると、保安林の指定の目的は「保安林有無照会調査票」で照会し、メールやFAXでも可能。一方で、実際に事業者が木を切る際には、1つの保安林の中に異なるルール  
の区域が存在する場合があるので、最後は各農林水産振興事務所にある台帳を見て計画を立てる必要がある。そのため、事業者は目的の確認はもちろんのこと、場合によって台帳を見て確認した上で、事業計画を立てるという流れでよろしいか。

(所管部局)

その通りである。

(委員)

目的が分からなくても、適当な計画を提出すれば、最後には申請の際に直してくれるので、目的を知らなくてもよいではないかということか。

(所管部局)

事業者にとっても何度も書類に補正を加えるのはコストがかかるし、我々もできる限り適正なもので受け付けたい。保安林の指定の目的、伐採の規制に関しての内容を知った上で、適合した内容で申請してもらわないと不許可となるので、事前の照会をきちんとして頂きたい。そうすることで、お互いに申請で無駄な手間がなくなると思う。なので、従来通りの方法でやっていきたいと考えている。

(委員)

よくわかりました。

#### 《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。